

○佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱

平成19年3月23日告示第34号

改正

平成24年2月10日告示第8号
平成24年8月21日告示第108号
平成28年11月1日告示第133号
令和2年10月1日告示第142号
令和6年10月31日告示第173号

佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務（建設工事に係る委託等の業務を除く。以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約における見積書徴取（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札等参加資格」という。）等の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札等参加資格の申請に必要な要件)

第2条 競争入札等参加資格の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札等に参加することを停止された期間を経過しないもの
- (3) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 市町村税、都道府県税、消費税及び地方消費税（以下「市税等」という。）を滞納している者
- (5) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) 申請日現在において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者は除く。）

(競争入札等参加資格審査の実施)

第3条 競争入札等参加資格は、3年に1回、定期の審査（以下「定期審査」という。）を行う。ただし、市長が必要と認める場合は、次期の定期審査までの期間を延長することができる。

2 定期審査の受付期間後に競争入札等参加資格の申請があった場合は、随時、審査を行うものとする。

(競争入札等参加資格審査の申請方法)

第4条 競争入札等参加資格の申請をする者（以下「申請者」という。）は、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という。）に必要な事項を入力することによ

り、市長に資格の申請（以下「電子申請」という。）を行うものとする。

- 2 申請者は、電子申請時に以下の書類をシステムに添付して、市長に提出するものとする。
 - (1) 登記事項証明書（個人営業の場合にあっては、身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書）
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 労働保険に関する確認書類
 - (4) 厚生年金・健康保険に関する確認書類
 - (5) 市税等の納税証明書
 - (6) 決算書
 - (7) 法令に基づいて得た営業許可・認可等の証明書の写し
 - (8) 代理人選任届（主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。）
 - (9) 所在地の確認ができる書類（長野県内に営業所等がある場合に限る。）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 申請者は、電子申請後、長野県の指定する申請書等を印刷し、押印した上で、ながの電子調達システム運用会議事務局（以下「共同受付窓口」という。）に郵送するものとする。

（物品購入等入札及び見積参加登録者名簿への登録）

第5条 市長は、申請書等の提出があったときは、速やかに、佐久市重要物品購入審査委員会（佐久市重要物品購入審査委員会規程（平成17年佐久市訓令第20号）に基づき設置される委員会。以下「委員会」という。）に競争入札等参加資格の有無を審査させ、競争入札等参加資格を認定したときは、物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「参加登録者名簿」という。）に登録するとともに、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、参加登録者名簿の公告をもって替えることができるものとする。

（競争入札等参加資格の有効期間）

第6条 競争入札等参加資格の有効期間は、当該資格の登録日から次期の定期審査による競争入札等参加資格の登録日の前日までとする。

（競争入札等参加資格審査の基準）

第7条 競争入札等参加資格は、次に掲げる区分により認定する。

区分	認定基準
市内業者	佐久市内に、登記上の本店又は個人事業者の住所地若しくは青色申告の事業所所在地等（以下「本店等」という。）を有するもので、次項に規定する要件を満たす事業者をいう。
準市内業者	佐久市外に本店等を有し、かつ、佐久市内に営業所、支店等（以下「営業所等」という。）を有するもので、次項に規定する要件を満たす事業者をいう。
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の事業者をいう。

- 2 市内業者又は準市内業者としての認定に必要な要件（以下「認定要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所としての形態を整え、営業活動を行っていること。

- (2) 事業所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
 - (3) 事務等を執り行える事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
 - (4) 電話番号及びファックス番号が市内の本店等又は営業所等のものであること。
 - (5) 連絡がとれる体制（常時不在転送電話による体制、単なる連絡員の配置による電話の取次ぎによる体制その他これらに類するものを除く。）となっていること。
 - (6) 営業活動を行い得る人的配置（配置人員が他の事業所と兼務となっているもの及び終日不在の状態が頻繁となるものを除く。）がなされていること。
 - (7) 市内業者の場合は、本店等において、市との契約締結が完結できること。
 - (8) 準市内業者の場合は、市内の営業所等に、見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領その他契約履行に関する全ての権限が与えられた者が配置されていること。
- 3 職員は、前項に規定する認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。なお、実態調査を実施するに当たり、必要な事項は別に定める。（申請書記載事項の変更届等）

第8条 第5条の規定による参加登録者名簿に登録された者（以下「競争入札等参加資格者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにシステムに入力して市長に届け出るものとする。

- (1) 死亡したとき 相続人
 - (2) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき 清算人
 - (4) 廃業し、又は営業を停止し、若しくは休止したとき 本人（法人にあっては、その役員）
 - (5) 競争入札等参加資格者の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われたとき、相続若しくは合併が行われたとき又は営業等の譲受けが行われたとき 競争入札等参加資格を承継しようとする者
- 2 参加登録者名簿に登録された者で、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請を行うことができる。
- 3 市長は、第1項第5号又は前項の申請があったときは、速やかに、委員会に競争入札等参加資格の承継の適否を審査させ、当該承継について承認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 第5条及び第6条の規定は、前項の承認について準用する。
- 5 競争入札等参加資格者は、申請における次に掲げる事項について変更があったときは、速やかにシステムに入力して市長に届け出るものとする。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所（所在地）
 - (3) 代表者
 - (4) 印鑑
 - (5) 電話番号
 - (6) 契約の種類
 - (7) 営業品目
 - (8) 受任者
 - (9) その他必要な事項

6 前項に定める事項のうち、第4号及び第8号については、長野県の指定する申請書等を印刷し、押印した上で、共同受付窓口に郵送するものとする。

7 市長は、届出事項を確認の上、参加登録者名簿の変更等を行う。

(競争入札等参加資格の取消し等)

第9条 市長は、委員会の審査に基づき競争入札等参加資格者が施行令第167条の4第1項各号の規定に該当したとき又は提出書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、当該資格を取消すものとする。

2 市長は、競争入札等参加資格者が施行令第167条の4第2項各号の規定に該当したときは、3年を限度として競争入札等への参加を停止させることができるものとする。なお、競争入札等への参加の停止に必要な事項は別に定める。

3 市長は、第1項又は前項による競争入札等参加資格の取消、又は停止を行った旨を対象者へ通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、競争入札等参加資格に関する事務の取り扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (令和6年10月31日要綱第173号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱の規定は、令和7年4月1日から付与する資格の申請に適用する。ただし、施行日前に付与された資格に対する競争入札等参加資格審査については、なお従前の例による。